

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和7年度第1回浦安市学校給食センター運営委員会議を、次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和7年7月9日

千鳥学校給食センター
所長 菅谷 研一

1 開催日時

令和7年7月16日(水) 午後2時～

2 開催場所

浦安市文化会館 3階 大会議室

3 議題

(1) 審議事項

ア 会長の選任

イ 副会長の選任

ウ 浦安市学校給食センター運営方針改定版（案）について

(2) 報告事項

ア 浦安市ホームページ 学校給食について

(3) その他

4 傍聴者の定員 5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しください。会場で受付を行います。

(2) 受付開始時間は、当日、午後1時45分からです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承願います。

6 問い合わせ先

浦安市教育委員会 教育総務部 千鳥学校給食センター 担当 高津・長谷川
電話 047-382-2762

第3号様式（第7条第4項）

傍聴要領

千鳥学校給食センター

所長 菅谷 研一

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事又は他の傍聴者の傍聴を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。